

一般社団法人日本造血細胞移植学会
移植施設認定委員会規約

第1条（目的）

本委員会は、同種造血幹細胞移植を施行する施設（移植施設）、移植に用いる造血幹細胞を採取する施設（採取施設）に求められる施設基準を作成するとともに、当該基準に照らした非血縁者間造血幹細胞移植を施行する施設、非血縁者から造血幹細胞を採取する施設の認定および更新を行うことで、適切な造血幹細胞移植医療の実践に寄与し、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条（事業）

本委員会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 同種造血幹細胞移植を施行する移植施設が備えるべき施設基準の作成、改定。
- 2) 移植に用いる造血幹細胞を採取する採取施設が備えるべき施設基準の作成、改定。
- 3) 非血縁者間造血幹細胞移植を施行する移植施設（移植診療科）および採取施設の認定基準および更新基準の作成、改定
- 4) その他、前3項に関わる必要な事業

第3条（委員）

本委員会の委員は5人以上10名以内とし、理事、評議員及び学会員から構成する。任期は2年とし再任を妨げないが、その都度社員総会の承認を得る。委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第4条（委員の選出）

委員は理事会で選出し、社員総会で承認を得る。委員の改選は半数ずつ行う。委員選出にあたっては、内科と小児科のバランスと、日本骨髄バンク（JMDP）の医療委員会およびドナー安全委員会の考えが反映されるよう配慮する。

第5条（委員長を選出）

委員長は理事が担当し、理事会で指名される。任期は2年とし再任は1回までとする。

第6条（会議）

委員会は定期的に会議を開催、もしくは電子メール等にて連絡を図り、事業の円滑な遂行を図る。

第7条（規約の変更）

本委員会の規約は、本委員会により変更することができるが、理事会及び社員総会の承認を要する。

第8条（規約の発効）

本規約は平成26年5月24日をもって発効する。